

兵庫県動物愛護センター大半の犬猫の即日殺処分の違法・犯罪行政の 住民監査請求のお知らせ

2017年9月12日

兵庫県南あわじ市八木養宜上963-4

岡田 仁志 (090-1151-1648)

大阪市北区西天満6丁目7番4号 大阪弁護士ビル4階

弁護士 植田 勝博

Tel 06-6362-8177、Fax 06-6362-8178

平成29年9月15日15時に、兵庫県動物愛護センター本所及び支所の、引取動物の大半を即日殺処分した件について、兵庫県に対して、違法な公金の支出の返還を求め、違法な動物殺処分停止の措置請求を求める住民監査請求を兵庫県監査委員会に提出します。

一 参加をされます方は下記に集合下さい。

- 1 平成29年9月15日2時半
- 2 場所：兵庫県県庁2号館1階（添付図面）
- 3 提出後、事件の内容と今後の活動の流れをご説明します。

(内容)

平成24年動愛法（動物の愛護及び管理に関する法律）の改正により、行政の動物（特に犬猫）の殺処分ゼロを目指すものとし、引取動物は広く里親募集をする（法律35条）。猫は殺処分目的の動物引取は禁止する。TNRで野良猫をなくす（衆参院付帯決議）との改正がされた。全国で殺処分ゼロの行政が多くなっている。その中で、兵庫県動物愛護センターは、「平成28年4月1日～平成28年10月31日」の間に、犬猫引取数本支所1928頭、犬猫殺処分数1527頭（79,20%）、「即日殺処分数」1204頭、即日殺処分率62,45%である。本件は「即日殺処分」が犯罪ないし不法行為であり、その公金の支出は許されず、その犯罪ないし不法行為の差止を求めて監査請求をするものである。

膨大な健全な犬猫、治療も適正も判断されず、人の所有動物のチェックもせず、遺棄の犯罪のチェックもせず、大半を即日殺処分をするが、動物に関する動愛法、刑法、人の所有動物の殺害の被害などの犯罪行為である。

したがって、これら即日殺処分に係る使用薬品等の経費は違法・不当な公金の支出にあたるどころ、その金額は**17,043,553円**となる。その返還を求める。

また、行政の動物に対する責務に違反する即日殺処分の差止を求める。

兵庫県動物愛護センターは、負傷動物の殺処分などと弁明するが、緊急避難としての負傷動物については、「治療して回復の見込みがない」との治療自体が皆無で前提を欠いている。わずかな数の犬猫が（1頭から数頭）の所有者募集と、同じく数匹の所有者探しがネットに掲載される（これは2日間公示の所有者探しの少数の犬猫が紹介され、これはその数日後に殺処分される）が、それ以外は全て情報が開示されず、ヤミで大半が即日殺処分され、即日殺処分がされないとしても、5日後程度に殺処分されている。その実体は開示されず、センターの引取動物は全てヤミで処分されるので飼主が所有動物を見つけることは不可能で、里親希望の動物も見えず、センターは伏魔殿である。

センターは「獣医師が専門家として判断している」と弁明するが、即日ないし数日で殺処分をしてしまうので動物の治療も基本的に皆無で、動物の適性の判断も出来ない。生き続ける動物を見ておらず知識も経験も基本的に欠いている。

兵庫県動物愛護センターは42億円をかけた全国有数の動物愛護施設とうたわれた。しかし、現在、センターには動物は殆どおらず、ふれあい活動も付け足し程度で、活動がされておらず、全館が閉鎖されているような状況にある。

引取動物の大半を即日殺処分され、また即日殺処分からのがれた犬猫も、即日を過ぎたからと言って5日から1週間程度で本所では約8割が殺害されるので動物自体がセンターにおらず、施設は要らない。動物愛護の施設としては廃墟であり、閉鎖的状況にある。